

福祉だより ① (児童手当)

児童手当とは

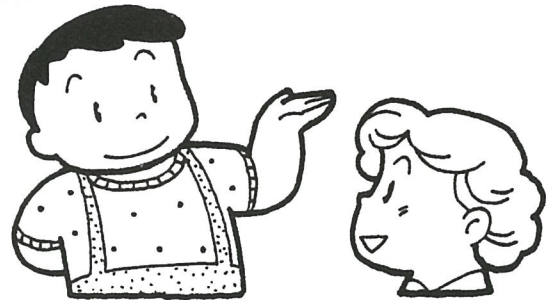
児童手当は、家庭とこどものしあわせのために、国・県・町と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に支給するものです。

児童手当を受けられる人

小学校入学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している方で収入が一定の額を超えない場合に支給されます。

収入が一定の額を超えて昨年支給を受けられなかった方は、本年6月以降は新規扱いになりますので、5月中に認定請求してください。

家庭とこどもの
しあわせのために



児童手当の額

児童手当は、2番目の児童には、月額 2,500円、3番目以降の児童には、1人につき5,000円が小学校に入学するまで、支給されます。

手当の支給される月は、2月、6月、10月で、それぞれ前月分まで口座振込みにより支給されます。

特例給付とは

特例給付は、昭和61年6月から平成3年5月までの間児童手当を補完するものとして、児童手当の所得要件に該当しないため児童手当を受けられない被用者または、公務員のうち収入が一定の額を超えない方に支給されるもので、費用は全額事業主が負担しています。

したがって会社を退職して厚生年金の資格がなくなった場合は、受給資格がなくなりますので、すぐ届出が必要です。この届出をしないでそのまま受給していますと後で返還していただくことになります。

児童手当、特例給付のすべての受給者の方へ

毎年6月中に現況届の提出が必要です。町から現況届の用紙が送付されましたら、早めに記入して期限内(6月30日まで)に提出してください。

この届は、児童の養育や所得の状況を確認して、6月以降の手当の受給の有無を決定する大切なものです。期限内に提出されませんと6月以降の手当が受けられなくなります。

児童手当や特例給付についておわかりにならないことや詳しいことは、役場住民福祉課福祉係へお問い合わせください。

電話 (84) 1 2 1 1 内線154

お子様の心配ごとを
電話で相談できます

千葉県銚子児童相談所

専用電話 0479-24-3231

相談曜日 毎週 月・金曜日

相談時間 午前9時~12時・午後1時~4時

ことばがおそい
おちつきがない
学校ざらい
反抗・乱暴
困ったくせ など

子供さんのことで心配をお持ちの方はどなたでもお気軽にご利用ください。